

# 「日英同盟」協約交渉（1901～02年）と日本政府（後）

藤井 信行\*

## The Anglo-Japanese Alliance Negotiation and the Japanese Government, 1901–1902

Nobuyuki FUJII

### 要 旨

小論はいわゆる日英同盟協約の成立過程を、外務省編纂『日本外交文書』第35巻にある3つの基本史料<sup>1</sup>をもとに概観したオーソドックスな日本外交史研究である。ただし従来の日本史研究では取り上げられることのなかったイギリス外交史の研究成果を取り入れ、新たな視点で協約の成立過程を日本側から考察したものである。小論ではその成立過程の重要ポイントを具体的に9つ（下記①～⑨）指摘した。なお本稿は、本誌前号の前編につづく後編である。

1. はじめに
2. 「日英同盟」協約交渉の9つのポイント
  - ①林の協定打診とイギリスの無関心（1901年4～5月）
  - ②清国賠償金問題の解決とイギリスの政策転換（6月15日～）
  - ③日英か？ 日露か？（7～8月）
  - ④小村の外相就任と日本案の提出（9月21日～）
  - ⑤イギリスの対ロシア交渉の失敗と日本との交渉（10～11月）（以上前号）〈以下本稿〉
- 2（続き）. 「日英同盟」協約交渉の9つのポイント
  - ①～⑤のまとめ
  - ⑥日英間の公式交渉（11～12月）
  - ⑦伊藤の誤解とロシアとの交渉の糸口（11月28日～）
  - ⑧桂の誤解とロシアとの交渉打ち切り（～12月23日）
  - ⑨伊藤＝ランスタウン会談と日英交渉の最終局面（1902年1月）
3. おわりに

キーワード：日英同盟協約、伊藤博文、林 董、桂太郎、小村寿太郎

---

\*教授 観光歴史学・19世紀ヨーロッパ国際関係史

## 2 (続き). 「日英同盟」協約交渉の9つのポイント

### ①～⑤のまとめ

① 明治34年(1901年)4～5月の期間は、イギリス駐在公使林董がイギリスとの永久的協約の交渉に向けて努力するも、イギリス政府の側にほとんどその関心がなく、日本国内の政変(伊藤内閣瓦解〈5月10日〉から桂新内閣誕生〈6月2日〉)もあって両国間の交渉も全く進展をみなかった時期である。

このときイギリスにとって重要なのは、ロシアとの関係であった。イギリス政府はロシアとの交渉を開始した。しかしその交渉は簡単には進まなかった。「義和団」事件に対する清国賠償金問題がその障害となっていたからである。賠償金問題をめぐり、ロシアとの交渉は完全に行き詰まってしまった。さらに日本政府の賠償金問題への対応もイギリス政府の解決案とは相容れないものであったことから、イギリスにとってはこの時点での日本との協力もまた不可能であった。そしてランズダウン外相は清国問題を協議するために駐日本公使のマクドナルドを本国に召還した。

1901年(明治34年)4月～5月の時期、イギリスには日本と協定を結ぶ意思はほとんどなかった。というよりもむしろ、この時期にイギリスが何らかの協定を結ぶ相手国の選択肢として、第一に東洋の日本を認識していたイギリス人(政治家)は未だ誰もいなかったと言ったほうがより適切であろう。

② そんなイギリスが日本との交渉を考え始める切掛けとなった出来事が、清国賠償金問題の解決である。北京で義和団の戦後処理を議論していた日本の全権公使小村寿太郎が、賠償金問題に関してイギリスに新たな提案を行った。6月15日のことである。同26日、イギリスはこの日本提案による損失金という新たな解決策で日本と合意した。義和団の戦後処理の進展は、日本との関係を大いに進展させた。そして東アジアにおける日本との協力が有効なことをイギリスに教えた。

7月2日、メモランダム“Suggestion for Agreement with Japan”が内閣に提出された。これはイギリスにとっては最初の具体的な対日本交渉案であったが、これを基にランズダウンは同10日に林と会談した。そこで、日本その他関係諸国と一致してロシアによる満州併合や独占を避けることを目的とした協定を提案した。

これは決して「反ロシア」を目的とした協定ではなかった。ランズダウンはこの時、林との会談と並行してロシアにも話し合いを打診していた。しかしロシアのラムズドルフ外相からの

返答は「拒否」の通告であった（同17日）。

本国に召還されていたマクドナルドがロンドンの日本公使館に林を訪ねたのは、こうした状況下であった（7月15日）。マクドナルドは、あたかもイギリスが同盟の可能性を日本に打診しているような口ぶりで話していたが、ランスダウンにとってそれは未だ急を要するものではなかった。同31日に林と会談し、清国問題に関して日本との永久協商の可能性について話し合いたいと告げたが、ランスダウンが求めたものは日本との（あるいは日本を含めた数か国による）何らかの協商であった。これはマクドナルドが示唆していた将来の同盟の可能性とは、明らかに異なるものであった。つまりまだ7月31日の時点で、イギリス政府は日本との協定を具体的に考えていた訳ではなかった。

この会談を通じランスダウンは、日本が朝鮮問題で対ロシア戦争に突入する可能性があることを認識した。8月14日、ランスダウンは林と会談し、イギリスにとって日本との協商の目的は中国の門戸解放と領土保全であり、それ以上のものではないことを再度表明した。そして2日後の閣議（同16日）で、日本との交渉は未だ決定的段階ではないが引き続き継続することを確認した。彼はこの後、およそ1か月の休暇に入る。「反ロシアではない」協定の第一歩は踏み出されたが、まだまだランスダウンにとっては、次のステップへ早急に進まねばならないほどの状況ではなかった。

③ しかし林はそうは考えていなかった。彼はイギリスが日本との協定を望んでいるのだと独断し、それを本国に報告した。林からの報告を受けた桂首相は元老伊藤博文に意見を求めた（8月3日）。伊藤も桂も林の報告には懐疑的であった。桂は林に、イギリス政府がこの協定の性質と範囲をどのように考えているかを明確にすることを前提に、イギリスとの交渉を進めてもよいと訓令を送った。

ところが林は、伊藤や桂の真意を理解することなく交渉を始めた。林は8月14日にランスダウンと会談した後、日本政府に対して協定の締結を前提としてイギリスと交渉する権限を付与して欲しいこと、さらに自らが作成した協定の試案の承認を求めた。

これに対して伊藤は、いま日本が交渉をもつべきはイギリスにあらざロシアなりと思っていた。日本とロシアの間には1898年に西＝ローゼン協定<sup>2</sup>が結ばれていたが、これに代わる新たな条約をロシアと結びたいと考えていた。その可能性を探るのが、伊藤のロシア行きの目的であった。一方、桂はイギリスとの協定でもロシアとの協商でも、とにかく韓国問題を有利に処理できるのであればどちらでも可なりと考えており、さらにいずれロシアとの交渉が必要になるとの認識ももっていた。

9月11日の元老会議で、ロシアとの交渉の必要性が確認され、一私人の旅として伊藤のロシア行きが決定した。伊藤は9月18日に横浜を發った。このように伊藤の出国までは、日本国内で政府や元老たちの間で日英か？ 日露か？ といった対立は存在しなかった。ましてや伊藤と桂の間で政争があった訳でももちろんなかった。

④ 伊藤が横浜を發ったその翌日、義和団事変の戦後処理（9月7日に北京議定書調印）の任務を終えた小村が北京から帰国した。小村の帰国とともに、イギリスとの交渉に関して大きな進展があった。小村の協約交渉過程での重要性は、次の2点である。1つは、条件付きとはいえ日本の協定案がイギリスに提出され、日本とイギリス両国の間で正式な交渉が始まる最後の準備をしたのは、紛れもなく小村であったこと。10月7日の四相会談（桂、小村、山本海相、児玉陸相）でイギリスとの交渉を前進させることが決定された。林に交渉の権限を付与することも決まった。

そして2つ目は、小村が伊藤とイギリスとの交渉に関して一切話をするのがなかったこと。つまり小村は、外務省に残る記録だけから4月～9月のイギリスとの交渉経過を理解した。しかし伊藤や桂が8月に林に宛てた電文の中に籠められている意図や苦悩までは、当然のことながら理解することができなかった。したがって元老会議の内容も、また伊藤のロシア訪問の目的も知るすべがなかったのである。

⑤ 交渉の権限を付与された林は、10月16日にランズダウンと会談し日本の協定案を提出した。そしてイギリスがそれに対する対案を日本に提出したのは3週間後の11月6日のことであった。しかしこの3週間にランズダウンをはじめイギリス内閣の外交政策上の中心課題は、対日本ではなく対ロシアであった。イギリスはロシアとの間で、清国およびペルシャに関して解決せねばならない問題をかかえていた。

こうした状況でランズダウンは再度ロシアと直接交渉することを決定した。そして日本との交渉は、ロシアの態度判明を待つこととなった。しかしロシアからの回答は、ことごとくこうしたランズダウンの努力を拒否するものであった。もはやイギリスに選択肢は残されていなかった。ランズダウンはロシアとの交渉を停止し、日本との交渉を正式に始めることにした。11月6日にランズダウンは林と会談し、日英協約のイギリス草案を提出した。ここにイギリスは日本との協約に向けて公式交渉に入ることとなった。

## ⑥ 日英間の公式交渉一

### 林の協約締結への執念（11月～12月）

11月6日、ランスダウンは林と会談し、イギリスの日英協約草案を提出した。その骨子は次のとおりであった。前文—東アジアの現状・平和の維持、韓国の不併合、清国の独立・領土保全および機会均等、第一条—互いに第三国との交戦時には厳正中立、第二条—他国が第三国に加担し参戦の場合には援助・応戦、単独講和の禁止、第三条—第三国との単独協約の禁止、第四条—脅威に対して相互に協議、別項—平時の海軍協力<sup>3</sup>。これに対し林は、韓国に関する条項を設けるべきこと、イギリスの閣僚の何人かが要求している協約の範囲拡張は認めても良い、期間を5年とするなどの個人的意見を述べた<sup>4</sup>。

林はランスダウンからイギリスの協商条約草案を受け取ると、日本公使館に戻りこれを東京の小村外相に宛てて打電した<sup>5</sup>。小村はもとよりイギリスとの協定の推進派であった。しかしこのとき小村は、桂首相が8日から11日まで陸軍演習で明治天皇に随行して仙台にいたため、イギリスの草案について首相と協議するのを11日夕刻の桂の帰京まで待たねばならなかった<sup>6</sup>。

桂はと言えば、日英でも日露でもとにかく日本に利ある策を求めていた<sup>7</sup>。したがって、伊藤がロシアへ赴いてそれを探ろうとすれば伊藤に期待し、また小村にイギリスとの交渉を強く勧められればその可能性に期待するのである。桂はこのチャンスに飛びついた。

桂は、そのイギリスの対案に対してさらに修正を加えた再対案を用意せねばならなかったが、その前にイギリスとの交渉を進めるに当たっては閣議の議決と天皇の裁可を必要とした。そして桂はいまひとつ、伊藤の賛同も得ねばならない。伊藤はイギリスとの協定交渉が進んでいることを全く知らない。外交上の重要事項を伊藤抜きで決定することはあり得ない。明治天皇の伊藤に対する信頼は絶大であった。

さてその伊藤は9月18日に横浜を出航し、イギリスの草案が提出される2日前（11月4日）にアメリカ経由でパリに到着していた。伊藤はエール大学から名誉学位を受ける目的で渡米し、帰路ヨーロッパを経由してロシアを訪問することになっていた<sup>8</sup>。このとき伊藤はまだ、イギリスとの交渉の進展に関し何も知らされていなかった。そもそもこの案件に関するロンドンの日本公使館と日本政府外務省との間の通信は、機密事項であった。

伊藤はパリ到着後、一週間経って初めて桂からの電報でイギリスとの交渉の進展を知った。11月11日のことである。しかも伊藤の出発前の元老たちとの会談で得ていた認識からすれば、大変な進展であった<sup>9</sup>。すでにイギリスの草案が提出され、日本は火急の決定を迫られていたのである。桂はさらに、伊藤にとりあえずパリにしばらくの間滞在し、次の連絡までロシア行

きを延ばして欲しいと要請した<sup>10</sup>。

2日後の11月13日、桂首相の下で閣議が開かれた。この日はじめて閣僚たちにも、これまでのイギリスとの交渉について経過が説明された<sup>11</sup>。同時に桂と小村はロンドンの林に宛てて、伊藤をバりに訪ね説得するように訓令した<sup>12</sup>。その翌日、桂は天皇に上奏し、天皇からは元老への諮問の前に伊藤に意見を求めるようにとの言葉を受けた<sup>13</sup>。内閣で閣議決定し、その後に元老会議に諮問し、そして最終的に天皇の裁可を得る。この過程で伊藤の賛同がなければ、元老会議を開くこともできない。

13日付の訓令を林はロンドン時間で同じ13日に受け取ると、すぐにパリへ向けてロンドンを発った。そして翌14日に伊藤が滞在するパリのコンチネンタル・ホテルで、伊藤と会談した。林は、伊藤が日本を発って以降の2か月間のイギリスとの交渉の進展を詳しく語った<sup>14</sup>。

伊藤は林が持参したすべての往復電文に目をとおした。そして9月11日の元老会議で伊藤がロシアで一交渉を試みる事が決まった経緯を林に説明した。伊藤は、余が日本を発つ際には政府としてイギリスとの同盟を積極的に進めようなどと言う者は誰もいなかったはずだ、と強く詰め寄った。すると林も、8月に伊藤と桂が林に宛ててイギリスとの交渉の許可を与えたことを、前後の矛盾の甚だしきものと激しく非難した<sup>15</sup>。

しかし伊藤は、ロシアとの交渉は必須だと説いた。日本の朝鮮における自由行動を認めさせるためには、また馬山浦（朝鮮半島の南端の対馬海峡に面した港）に日露両国が軍事基地を置かないことを相互に約束するためには、ロシアの満州における自由行動をある程度認めるという位の譲歩を重ねても、ロシアと交渉を持たねばならないというのである。これに対して林は、イギリス政府よりすでに草案が提出された以上、我が国政府はもはや後戻りすることは出来ない。それは国の威信に関わるものとなると反論した<sup>16</sup>。

そこで伊藤は桂に宛てて、イギリスとの協約に反対はしないが、ロシアとの会談を今になって破棄することは不可能なので、とりあえずロシアとの会談の結果が出るまではイギリスとの交渉を一時休止するように、と申し入れた<sup>17</sup>。ロシアとの交渉の道を探りたい伊藤と、イギリスとの協商を実現させたい林との間に全く接点はなかった。

林は伊藤に、ロシアへの旅行の中止を進言した。伊藤は、東京出発前にロシアには約束したことだからと、これを断った。すると林は、ならばまずイギリスと協定を結び、その後にイギリスに打ち明けてロシアと交渉を持てばよい、と伊藤に迫った<sup>18</sup>。林は、何としても伊藤にロシア行を断念させたかった。それがイギリスに疑念を抱かせるだけだと思えてならなかったからである。

しかし伊藤にとっては、ロシアとの交渉が先でなければならなかった。伊藤は、イギリスと

の協定にはドイツも加盟して、日英独3国の同盟を考えていた。そうでなければドイツは、ロシアに接近するだろう。そうなれば、日本は再び極東における三国干渉の悪夢に直面する。したがって日本が先にロシアと協定を結びさえすれば、あとはイギリスとの協定にドイツが加わろうが加わるまいが、それは大きな問題ではなくなる<sup>19</sup>。

伊藤と林の議論は丸4日に渡ったが、全く平行線をたどった。林の説得に対し、伊藤は進退窮まるところまで追いつめられていた<sup>20</sup>。結局、伊藤が折れた。イギリスとの協定交渉にしぶしぶ同意したのである。ただしロシアへは行く。ロシアへ行って、雑談的会談はやる。それが条件であった。そして、ロシアとの会談結果が出るまでは、イギリスへの日本政府の最終回答を見合わせるようにと、さらにその間にイギリス草案の内容をよく吟味しておくようにと、桂に要請した<sup>21</sup>。

桂からは、同盟問題の現状は理由なく回答を延引することは出来ない状況まで進んでおり、今や日本政府は国の信義をかけて同盟を実行せねばならないことを御理解いただきたいという返信が来た。そして一日も早くパリを発ち、ロシアで会談を済ませて欲しいと付け加えてあった<sup>22</sup>。

一方、林はロンドンに戻った翌日（20日）にランズダウンと会談した。林はランズダウンから、イギリス政府は日本との速やかな交渉の進展を望んでいることを告げられた。さらに伊藤のロシア行に対して〈日本が対イギリスと対ロシアの二股外交を意図しているのではないか？〉という強い懸念も指摘された<sup>23</sup>。この寒い時期に、病氣療養の名目で渡欧して来た。そして3週間にわたりパリに滞在し、これからよりによって冬のロシアへ行こうとするのだから、何か目的を持ってのことだと疑念を持たれるのは当然であろう。林がいかに弁明しても、ランズダウンの懸念を取り除くことは出来なかった<sup>24</sup>。

林は翌21日、このことを東京に打電した<sup>25</sup>。さらに、パリを発った伊藤に対してもベルリン着信で、日英交渉を日露より優先させること、そして同時交渉は危険であると書き送った<sup>26</sup>。また東京の桂も、日英交渉はもはや後退できず、したがってロシアとの会談は慎重にお願いしたいと、伊藤に返電した<sup>27</sup>。

11月23日、ベルリンに到着した伊藤は、林からの電報と桂からの返電を受け取った。そこで伊藤は翌24日付けで林に対して、イギリスとの交渉の継続の必要性を認め、ロシアとの交渉は意見交換の程度を超えることのない交渉にすること、またランズダウンの強い懸念を前にしてイギリスとの交渉継続の必要性を認め、ロシアとの会談はこれと矛盾しないようにすると返電した<sup>28</sup>。この電報は、林からさらに東京の桂へも送られた。林からの転電を受け取った桂は、これを伊藤がイギリスとの協定交渉に賛意を表明したものと見なした<sup>29</sup>。

一方、伊藤は2日後の26日、ペテルブルクに到着し、そこで桂にいま一度、イギリスとの早期協商成立を決意しているようだがそれは政府全体の見解か？と質した<sup>30</sup>。桂は27日付け電報ですでにそれに答えていた。それは政府全体の見解であること、そしてロシアとは単に雑談的意見交換に止められるよう切に希望すると<sup>31</sup>。伊藤は、それが日本政府の総意なら政府の希望どおりに行動する外なしと、自らを納得させた<sup>32</sup>。

この間、ランスダウンは同20日に林と会談し、イギリスは日本との協約の早期成立を願っていることを告げ、イギリス草案に対する日本の返答を催促した<sup>33</sup>。そして彼は、伊藤のロシア訪問が非公式であるという林の説明を信用できず、日本の二股外交に強い懸念を抱いた<sup>34</sup>。そこでマクドナルド（駐日公使）に、日本の返答の遅れは伊藤のロシア訪問と関係あるのかどうかを尋ねたが、マクドナルドの答えは「関係せず」というものであった。むしろ小村外相が病気のため、公務が遅滞したことが直接の原因であるとの返答だった<sup>35</sup>。

事実、小村の公務復帰とともに閣議が開催され、そこでイギリス草案に対する日本の修正案が決定された（11月28日）<sup>36</sup>。林は同30日に、本国よりこの修正案を受け取った。伊藤の意見を聞くようにとの指示が付記されていた<sup>37</sup>。またこの日、内閣が修正案を決定したことは、日本政府よりマクドナルドにも伝えられた<sup>38</sup>。

## ⑦ 伊藤の誤解とロシアとの交渉の糸口

### ロシアには日本と交渉を進める用意があった（11月28日～）

東京では桂がイギリスとの交渉進展を急いでいた。伊藤の同意を得たと見なした桂は28日に閣議を開き、イギリスの草案について説明するとともに今後の交渉継続を閣議決定した<sup>39</sup>。そしてその日のうちに上奏し、天皇からは各元老に諮問しさらに伊藤の意見も聞くようにとの聖勅を得た<sup>40</sup>。5人の元老のうち山縣・松方・西郷からは賛同の意思表示を得ていた。

桂は天皇に謁見のあとすぐに、前日に退院したばかりの小村と協議し、イギリス案に対する日本の修正案を作成した。そして翌29日付けでロンドンの林に、閣議決定と上奏済みを知らせるとともに、これから元老に諮問することと伊藤に日本修正案についての意見を聞くようにと告げた。ロシアへの漏えいを防ぐために一と、修正案はロンドンから公使館員を直接ペテルブルクの伊藤のもとへ送り、暗号文のままロシアへ携帯させるようにと指示した<sup>41</sup>。この電報は30日にロンドンに到着し、翌12月1日に公使館の松井書記官がロシアへ向けて出発した。

残るはいま一人の元老井上馨であった。井上はイギリスとの協定には強く反対していた。伊藤と同じく、朝鮮問題に関してはロシアと戦って解決策を見いだすのではなく話し合いによって対処すべきだと考えていたからである。それゆえ井上は、桂から伊藤がイギリスとの交渉進



展に賛同したと聞かされ、28日付けで伊藤に宛てて、事を急ぐなかれと進言した。

「イギリスがその慣習に反して同盟を提議する真意が理解できぬ。またこの同盟にはドイツも加入すべきである。そして日英（二国のみの一筆者注）同盟が成立すれば、ロシア・ドイツ・フランスの三国同盟が必ずや復活するであろう。したがって、我等はそうした将来起こり得べき事実の結果について十分に攻究すべきなり。余の意見は、ロシアが朝鮮問題に関しどこまで我が国に譲歩するかを確認するまで、イギリスとの交渉を待つことが得策なりと信ず<sup>42</sup>。」

伊藤はペテルブルクで同じ28日の夜に、これを受け取った。前日の桂からの電文によれば、イギリスとの交渉を早急に進めるとするのは政府全体の見解だということだった。しかし井上のこの電文には、「我等はそうした将来起こり得べき事実の結果について十分に攻究すべきなり」とある。伊藤は、〈我等〉とは〈我ら元老〉のことと理解した。つまり元老たちは日英交渉に慎重なのだと判断した。ところが日本で打電した井上の原文は「その結果、我が国の利益を深く攻究せねばなりません」というものであった<sup>43</sup>。ペテルブルクで暗号文から日本語文に翻訳される過程で、原文とは少し違ったニュアンスをもって訳されてしまった。我等が攻究するのではなく、我が国の利益が攻究されねばならないのであった。伊藤は終生、この原文の内容を知ることはなかったようだ<sup>44</sup>。折しもこの日、伊藤はロシア皇帝ニコライ二世に謁見し、皇帝から日本との親密な交際と相互の協和を強く望んでいると告げられていた<sup>45</sup>。

伊藤は井上に即座に返電した。

「余は貴電の趣意に全く同意なり。当地の意向も日本との協和を求めるにあり。本日の謁見の際、皇帝陛下も日露両国の相互の利益と東洋の平和のための協和が望まれると話しておられた。余は、日本政府が現今の日英交渉に関して決定の決議をする前に、先ずもってロシアがどの程度まで譲歩する意思があるのかを探究することが賢策なりという貴殿の考えに同意なり。本電報を桂首相に示し、同氏と再議されんことを願います。好機を失せぬためにも速やかに返電されし<sup>46</sup>。」

日本にとって朝鮮問題は死活の問題だった。日清戦争のあと日本からは数万の朝鮮半島への移民があり、その利益や権利保護が日本政府に課せられていた。西＝ローゼン協約によって日露両国は朝鮮において対等の助言と援助を相互に約束していたが、しかし日本の利益や權益を守るためには、日本が単独で政治的にも軍事的にも朝鮮の後援者とならねばならない。伊藤はそれをやろうとした。ロシアは、果たしてこれを認めるだろうか？ 認めるとしても、どこまで譲歩するだろうか？ そのためにどんな代価を要求してくるだろうか？ 伊藤はペテルブルクでそれを探ろうとしたのである<sup>47</sup>。

そこで、12月2日にラムズドルフ外相を、そして翌3日にはウイッテ蔵相をそれぞれ官邸に訪ね、日本とロシア間の協和の糸口を見出そうとした。ラムズドルフとの会談で伊藤は、朝鮮における日本国民の生命財産の保護および国内秩序の維持のために、朝鮮をすべて我が国に一任して欲しいと単刀直入に語った<sup>48</sup>。

ラムズドルフがすかさず、ロシアは朝鮮に対してはいささかも他意はないが、他国がそれを軍略的目的のために用いることに目をつぶる訳にはいかないと反論した<sup>49</sup>。もちろん伊藤も、朝鮮をロシアに対する軍略上の目的に利用しようなどと考えている訳ではなく、あくまでも秩序維持と騒乱鎮圧のための出兵に限ってのことであると断言した。するとラムズドルフは、日本が朝鮮の領土を軍略的に利用しないという保証と、ロシアの船舶がウラジオストック―旅順間の交通を遮断されることがないという2点に関し、日本から確実な保証を得ることが出来るのであればロシアは朝鮮を日本に一任することに異存はないと語った<sup>50</sup>。

ただしラムズドルフは、日本に対してそのための確実な保証を求めた。しかし伊藤は今回のロシア訪問はあくまでも一私人としてのものであり、したがって伊藤個人の考えで具体的な返答は出来ないと告げた。するとラムズドルフはあくまで一個人としての考えだがと断った上で、朝鮮の南岸の一小地をロシアに一任しその他全域を日本が自由にするという提案を出してきた<sup>51</sup>。伊藤はしかし、朝鮮においてロシアの影響力を完全に排除することに譲歩するつもりはなかった。

伊藤はこのとき初めて、朝鮮の問題と中国の問題を結びつけた。ロシアが日本に朝鮮を一任することによって新たに日露間の協和が成立すれば、それによって日本国民は安心を得て、またロシアはその中国政策において背後に日本の感情を顧慮することなく前進できるのではないかと進言した。ラムズドルフもそれに納得し、朝鮮問題に関する伊藤の成案を箇条書きにまとめて欲しいと申し出た。それを政府内で協議し、対案を提出したいと告げた<sup>52</sup>。ここに伊藤は、ロシアとの交渉の糸口を手に入れた。

翌12月3日、伊藤はロシア政界のもう一人の有力者ウイッテ蔵相を訪ね会談を持った。伊藤は、朝鮮問題で日露両国が衝突する危険を避けるための協議をしたいと話した。しかしやはりウイッテの関心も朝鮮ではなく中国（満州）であった。前年（1900年）の義和団の暴動が満州に拡大した際、ロシアは満州に建設中の鉄道の保護のため大軍を派遣し、占領していた。このロシアによる満州占領はすべての国から非難されていた。ウイッテは、満州からの撤兵は世界に対して公約したことなのでこれを永く占領するつもりはないと語った。ただロシアは満州に3億余万ルーブルを費やして鉄道を建設しているため、これを保護するためには必要いかなる措置も力を以ってしてでも行うと言った<sup>53</sup>。

伊藤は、ロシアが鉄道保護のために必要な措置を講ずることには些かの反対もないと、明確に同意を表明した。さらに前日のラムズドルフとの会見を念頭において、もしロシアの民心安堵のために必要とあれば日本が朝鮮の独立を毀損せず、また朝鮮の領土を軍略上の目的で使用せず、さらに朝鮮海峡の交通を遮断するような軍事上の設備を朝鮮海岸に設けないという3点を保証することに吝かではないと付け加えた<sup>54</sup>。

するとウイッテは、その3点を保証していただけるならその他のことに関しては朝鮮をどのように処分してもロシアに異存はないと言葉を返した。そして、日露双方で協議し両国間の協和につなげたいと語った<sup>55</sup>。こうして日露間の100年にわたる禍根を断つ協定の糸口が開かれた。

つまり伊藤は、イギリスとの協定に反対であった訳ではなく、ましてや桂や小村（そして元老の山縣にも）に対抗してロシアとの協商を進めようとしたのでもない。確かに伊藤は日英交渉よりもロシアとの交渉を優先すべきだと考えていたが、実際に彼がロシアとの交渉に向けて努力したのは、元老たちがイギリスとの交渉に慎重だと井上からの電報を誤解したことが理由であった<sup>56</sup>。伊藤は決して独断でロシアとの交渉を進めようとしたのではなかった。そしてまた井上のその電報について何も知らぬ林が、ロンドンで実際にランスタウン外相と日英交渉を進める過程で、伊藤の行動が日英交渉を妨害するものだと感じたのも無理からぬことであった<sup>57</sup>。

## ⑧ 桂の誤解とロシアとの交渉打ち切り

### ロシアとの交渉のチャンスが桂の誤解によってつぶされた（～12月23日）

ウイッテとの会談を終えホテルに戻った伊藤を、ロンドンの日本公使館員松井書記官が待っていた。松井は12月1日にロンドンを発ち、この日（3日）の昼過ぎにペテルブルクに到着した。まずは当地の日本公使館で暗号文を翻訳し、そのあとホテルに伊藤を訪ねてきた<sup>58</sup>。

松井は3通の電文を持参していた。1つは桂首相から伊藤に宛てたものであり、そこには日本政府がイギリス草案を閣議決定したこと、天皇に上奏し各元老および伊藤に諮問せよとの沙汰があったこと、そして伊藤の意見を仰ぎたいと書かれてあった<sup>59</sup>。2つ目はイギリス案に対する日本政府の修正案であった<sup>60</sup>。3つ目は小村外相が林公使に宛てた電文の写しであった。小村が日本外務省にイギリス公使マクドナルドを呼び、日本政府がイギリスの協約草案に少し修正を加えた上でこれを承諾し、さらに上奏したことをマクドナルドに伝えた（11月30日）と書かれてあった<sup>61</sup>。

伊藤は松井に、井上の28日の電報についてたずねた。井上が、元老たちはロシアとの交渉

の可能性を優先すると伝えてきたと思っていたからである。だからこそ伊藤は、ロシアとどのような条件取引が可能なのか？をラムズドルフとウイッテと胸襟を開いて話し合いをした。そしてロシアが要求するものはっきりした。ロシアとの一致点もほぼ見出した<sup>62</sup>。あと少しばかりの交渉で、ロシアとの新たな協商が可能なところまで辿り着いた。しかし松井の返事は、何も聞いていないというものであった<sup>63</sup>。

伊藤はこのとき自らの誤解を認識した<sup>64</sup>。桂の電文によれば、天皇はイギリスとの協約締結の裁可を下したという。たとえ内閣が閣議決定しても元老会議で反対されれば、天皇が裁可を下すことはない。したがってロシアとの交渉の可能性を優先するというのは、井上一人の考えだったのだ。とすれば、ロシアとの交渉をこれ以上進める訳にはいかない。正式な交渉に入る前に、ひとまず中断せねばならない。伊藤は急ぎロシア外務省に電話を入れ、明日ペテルブルクを発つに先立ち官邸でラムズドルフ外相にお会いできないかと申し入れた。ロシア外務省からは、明朝10時に外相と会談できるとの返答を得た<sup>65</sup>。

翌日、伊藤は外務省をたずね、ラムズドルフと会見した。伊藤の目的はもちろんロシアとの交渉の中断である。伊藤は、ラムズドルフの要請に従ってロシアとの協約の草案を作成した。朝鮮の独立を相互に保証し、朝鮮を軍略上の目的で使用しないことを相互に保証し、そして朝鮮海峡の自由航行を相互に保証する。さらに、朝鮮における日本の政治上・工業上・商業上・軍事上の自由行動をロシアが承認する<sup>66</sup>。一方的に日本の要求を並べた内容で、ロシアの要望については何の言及もなかった。

ラムズドルフはこの点に触れ、日本に譲歩を求めた。ただしロシアは日本との新たな協定を強く望んでいた。それゆえ伊藤がラムズドルフにロシア案を書面で提出するよう求めたのに対し、ラムズドルフは、この午後に出発予定の伊藤に、この協商を東京においてロシアの代表者と日本政府との間で進めるつもりなのか？とたずねてきた<sup>67</sup>。

伊藤は慌ててこれを否定した。そして、ロシアを発った後、ドイツ・カイザー謁見のためベルリンに10日余り滞在の予定なので、ロシア案をベルリンに送ってもらえないかと応答した。これに対してラムズドルフは、自分が皇帝に謁見するのは週に一度、来週の火曜日なので伊藤のベルリン滞在中に間に合うかどうかは約束できないと答えた<sup>68</sup>。

伊藤は、自分の私案では新たな協定の成立は難しいというのであれば、見込み無しということで今回の交渉は不成立とみなしても仕方ないと言った。しかしラムズドルフは、見込み無しとしてしまう訳にはいかないと、強く返答した。そして、この談判はやはり東京に移して露日両国間でじっくりと協議する時間を持ったほうが得策ではないかと、改めてまた提案してきた<sup>69</sup>。

伊藤にしてみれば、東京までこの話が追いかけてきては困る。伊藤が東京での交渉に難色を示すと、ラムズドルフは追い討ちを掛けるように、もし伊藤がベルリンのあとパリに立ち寄る予定であればパリで談判を開始してもよいと思うが、如何か？と詰め寄った<sup>70</sup>。伊藤は自らのパリ到着をおよそ3週間後と考えていた。3週間後にはおそらく日英両政府間で協定成立の最終段階に達しているであろうと思われた。そこで、その時ではあまりに遅すぎましよう、と返答した。するとラムズドルフは、「遅すぎる？この件、それほどにお急ぎでしょうか？」と畳み掛けるように迫ってきた<sup>71</sup>。

伊藤は、協約が成立すれば両国々民にとっての幸せとなると思っただけで別に急ぐという訳でもない、とラムズドルフの質問を取り繕った。これに対してラムズドルフは、さらに交渉を迫ることはしなかった。それどころか今日の会談はこれにて中断させて欲しいと告げた。今日の午後、皇太后が外遊から帰国するため各大臣は宮殿に伺候することになっているのだと言う<sup>72</sup>。この日の会談はそれ以上進むことなく、ここで終わった。

伊藤はロシア外務省をあとにした。そして、松井とベルリンでの再会を確認してペテルブルクを発った。松井は一日遅れてベルリンへ向った。

6日未明、ベルリン駅に到着した伊藤は、ベルリンの日本公使館で12月4日付の井上から伊藤宛のペテルブルク経由の電報を受け取った。井上は、12月7日に山縣・松方・西郷そして井上の4元老がそらい、イギリスとの協商を決議する予定であると知らせてきた。そして井上を除く3元老はイギリスとの協商に賛成しているが、井上は日本の将来の利害をまずは熟慮すべしと主張するつもりであること、さらにこの協商が最終的に了承されるまであと1週間ほど必要となろうと書かれていた<sup>73</sup>。伊藤は改めて、あれが井上一人の考えであったことを確認した。

そこで伊藤は、7日の元老会議に間に合うように桂首相に宛てて最後の説得を試みよう、長い電文を書いた。

「ロシア皇帝に謁見し、そのあとラムズドルフ外相およびウイッテ蔵相と長時間に渡り会見した。もちろんこれは一個人の資格で行ったものであったが、余は会見をとおしてロシアが真面目に日本との協和を希望しているという印象を強く持った。もし日露両国が朝鮮の独立を保証し、朝鮮領土を互いに軍略的目的で使用せず、かつ朝鮮海峡の自由航行を形骸化しないことの3点を相互に約束するならば、ロシアは日本に対して工業的・政治的さらに内乱鎮圧のための軍事的事項について自由行動を承認するであろう。もちろん実際の交渉に入れば、ロシアはこれに対する反対譲歩……満州地域における行動の自由を要求してくることは

確実です。……もし我が国政府がロシアとの協商を試みることを決定されるのであれば、余はラムズドルフ、ウイッテ両氏との私信の往復をとおしてロシアの要求する反対譲歩が如何なるものかを確認することは可能である。……とにかく、朝鮮において利害の対立する唯一の国がロシアである。そして今がそのロシアと協和を結ぶ最も適当な時機と思われる。余は、我が国政府がロシアと協和を試みられることを強く勧告する。この協和は、イギリスとの協商締結の後にては実現不可能となろう。<sup>74]</sup>

さらに伊藤は、もう一通、元老会議に間に合わせて送らねばならない電報があった。3日前にペテルブルクで松井書記官から受け取った日本政府修正案に対する自らの見解をまとめたものである。この電文の最後に、伊藤はイギリス政府の草案について、我が国が将来ロシアと協和する可能性とドイツがこの日英間の協和に対してどのような態度に出るかの2点を熟慮してよくよく慎重に各条項を検討するようにと要求した。そしてこの電報を天覧せよと書き加えた<sup>75</sup>。

しかし伊藤のこの2通の電報はともに、ベルリンと東京の時差の関係で伊藤が期待していたように12月7日の元老会議には間に合わなかった。この日の元老会議には、山縣・松方・西郷に井上、さらに政府から桂と小村が出席した。会議は、イギリスとの協約を急ぎ締結することを決定した<sup>76</sup>。井上も、前・前々日と2日間にわたり外務省顧問ヘンリー・デニソンと会談した結果、彼の勧告を受けて日英協約には反対せずと見解を変えた<sup>77</sup>。デニソンは、30年来のお雇い外国人であったが歴代外相や外務官僚らの信頼は厚く、井上も彼と外交のみならず軍事・商工・財政の各方面から日英交渉を論じ、日英協定が平和的協約であること、またドイツの脅威はないことなどの助言を受けた<sup>78</sup>。

7日の会議では、桂がこれまでのイギリスとの交渉に関する電信書類一たとえば4月に林がドイツの提案に基づいて行った打診案、8月に伊藤が林に宛てた返信電報、11月のイギリス政府の草案など一をすべて持参して、全員で綿密にそれらの書類の取調べを行った。井上はその過程で、現在の内閣のとき(8月)に日本の方から多少なりともイギリスとの交渉を促した経緯があったことを知った。その結果、もはや元老はじめ首相・外相に曲従する以外に選択肢はないと判断した<sup>79</sup>。

次に小村が提出した意見書について議論された。小村の「日英協約に関する意見書」は、朝鮮問題をロシアと外交交渉によって解決するのは難しいと断じていた。したがってロシアとの交戦も辞さずの決意を示すか、さもなくばイギリスと結びその圧力によってロシアに妥協を迫るかの何れかであるとしていた。しかしながら戦争は出来る限り避けるものにして、それ故にイギリスとの協約が我が国にとっては得策なりというのであった。イギリスとの協商は、我が

国にとって恒久的かつ多岐にわたるものであると結んでいた<sup>80</sup>。

会議が終わって井上はすぐに伊藤に宛てて、元老会議は日英交渉を直ちに締結することを決定し、井上も渋々それに同意したことを打電した<sup>81</sup>。伊藤はこの井上からの電報をベルリンで翌8日に受け取ったが、この日もう一通の電報がロンドンの林からも届いた。小村外相より正式に元老会議の決定を知らせてきた電報をそのまま転電したものであった。小村の電報には、伊藤からの返電が未だ東京には届いていないことが記されていた<sup>82</sup>。

伊藤は翌9日に、林に返電した。日本政府案に対する伊藤の意見が東京で議論されていないのであれば、東京から林に送られてくる日本政府案を、林がイギリス政府に提出する前に伊藤に報知するようにと要求した<sup>83</sup>。そして山縣と井上に対しては、過去の経緯よりも将来の結果を考えてのことかと厳しく非難した<sup>84</sup>。

伊藤が桂に宛てた12月6日の2通の電報の東京接電は、ともに元老会議の翌日（8日）の午後であった。桂は小村と、伊藤の2通の電文について協議した。そして翌9日、桂は上奏し、再度念のため元老に諮問せよとの勅命を受けた<sup>85</sup>。翌10日、桂と小村は、井上と松方を迎え小元老会議を開いた。会議では、7日の元老会議の決議を再確認した。その後、明治天皇の裁可を得て、イギリスとの協約を正式に決定した<sup>86</sup>。その夜、小村は外務省からロンドンの林に宛てて、日本政府修正案を打電した<sup>87</sup>。また翌日（11日）早朝には、速やかにイギリス政府に対して日本修正案を提出し締結へ向けて努力されたしとの政府訓令を、いま一通の電報で送った<sup>88</sup>。

この2通の電報を林は、ロンドン時間の11日午後に受け取った。ところが林は、その2日前（9日）に伊藤から日本政府案を報知せよと指示されていた<sup>89</sup>。しかし林は伊藤の指示に大いに疑念を抱いていた。伊藤はロシアとの協定を意図し、そのためにイギリスとの交渉を遅延させ、ロシアとの協約の締結を以ってイギリスとの交渉を打ち切るつもりであると<sup>90</sup>。そこで林は、その日のうちに小村に返電し、日本案を伊藤に送付することなく、すぐにイギリス政府に提出してもよいかと再確認を求めた<sup>91</sup>。東京で翌12日の昼にこの電報を受け取った小村は即座に、政府の訓令は内閣・元老が伊藤の2通の電報を熟慮のち天皇の裁可を得ての結果であり、したがって速やかにイギリス政府に提出するようにと返電した<sup>92</sup>。ロンドンの林がこの返電を受け取ったのは、ロンドン時間で同じ12日の昼過ぎであった。林はこの日の内にイギリス外務省でランスダウン外相と会談し、日本政府修正案を手渡した<sup>93</sup>。

翌13日、伊藤は桂から2通の電報を受け取った。伊藤が7日の元老会議に間に合わせようと桂に6日付けで送った電報に対する返電であった。ひとつは、伊藤の修正意見に対する桂の

反論である。どれひとつとして伊藤の意見は日本政府の修正案に採択されなかった経緯が語られていた<sup>94</sup>。2つ目の電報は、元老会議での議論を知らせたものである。ロシアとの協定がまだ確定ではない状況にあって、これ以上イギリスとの交渉を遅延させることは出来ないこと、またドイツは日英の協約に参加することを望んではいないこと、さらにイギリスもそれを望んでいないことが確認されたと書かれてあった<sup>95</sup>。

さらに伊藤はこの日、電報をもう一通受け取った。それはペテルブルクの杉村臨時代理公使からのもので、ラムズドルフ外相による伊藤への返書についてであった。杉村はラムズドルフと会見し、ロシア政府が伊藤の来訪を利用して日本と永続的かつ強固な協和を切望していると告げられた。ラムズドルフは、彼の返書をベルリンの伊藤に届けるため使者をベルリンのロシア大使館へ送るので、大使館員を通じて返書を受け取って欲しいという。彼によれば、その使者は14日夕刻にペテルブルクを発ち、16日にベルリン着の予定だという<sup>96</sup>。

そこで伊藤はすぐに東京の桂に長文の電報を送った（日付は翌14日付け）。ロシアとの協和の可能性を保留しておくこと、そしてイギリスとの協約の締結をロシアとの交渉の結果が明らかとなるまで、出来れば遷延すること、それが不可能ならばせめて秘密条約にすることを要求した。そして電文の末尾に、井上と山縣にもこの電報を示されよと書き加えた<sup>97</sup>。

伊藤は予定より1日遅れて（17日）ラムズドルフからの返書を受け取ると<sup>98</sup>、当初の予定通りその日のうちにブリュッセルへ向けてベルリンを離れた。そのブリュッセルで伊藤は桂からの返電を受け取った（21日）。伊藤が元老に託したロシアとの協定へのわずかな期待が、桂によって門前払いにされたことが書かれていた。桂は、14日付けの伊藤の電文を自らが預かり、元老には伝えなかった。それは伊藤の交渉案——つまりロシアの満州における自由行動を承認することと引き換えに、日本が朝鮮における政治・経済・軍事上の自由を獲得するという取り引き——が今日までの日本の対清国政策、つまり領土保全と機会均等政策とに矛盾するのではないか？ これは帝国の威厳を損じ、清国の信用を失い、ひいては諸外国の信用をも失うことになるのを恐れているからだという。ただし桂自身は決してロシアとの協和に反対している訳ではないから、伊藤に詳細な意見を速やかに報告いただきたいと付け加えていた<sup>99</sup>。

翌日（22日）、伊藤は桂に返電した。桂が伊藤の意図を誤解していると指摘した。伊藤は、9月11日の我らの会談を思い起こされよ、と強く迫った。朝鮮に関する余の目的は、朝鮮の現状を変えることによって我が国の利益を進め、かつ朝鮮の政治に干渉するための行動の自由と専権を得ることにある。この点は貴下も記憶されているであろう。ロシアにこれを確認させるために、満州を取引材料にしようとしたに過ぎないのだと<sup>100</sup>。

この点に伊藤の目的と桂の解釈には大きな差があった。つまり、伊藤にとって重要なことは、



「……ロシアは満州において、占領以前からすでにある程度の行動の自由を享有しており、また撤兵後に鉄道保護のために当然ある程度の自由行動を要求するであろう。その要求がどの程度のものかは、実際に交渉を始めてみないことには確知できないが、その要求を譲歩的に承認することで取り引きしようとしているのである。したがって我が国とロシアが、朝鮮と満州を相互取り引きしようというのは、あくまでも万が一のやむを得ぬ場合の最後の選択肢なのである。……仮に一方において朝鮮の現状を変更しこれを維持するためにイギリスと協定を結んでも、もう一方において同じ問題に関しロシアと協商を進めなければ、我が国にとって些かの利益もありはしない。<sup>101</sup>」

そしてラムズドルフへはもう1日置いて（23日）、交渉打ち切りを告げる返書を出した。ロシア草案は、日本の朝鮮における軍事上の自由行動は予めロシアとの協議を必要とするのに対し、ロシアの満州における行動の自由は無条件で認めよという一方的な内容である。したがって日本とロシア両国間で永続的協和を結ぼうという見込みは立たない、とロシア政府の交渉案を非難した<sup>102</sup>。こうして伊藤はロシアとの交渉の糸口を自ら断った。

翌日（24日）、伊藤はブリュッセルを離れロンドンへ向った。ロンドンへ渡った伊藤は、28日・29日の両日に桂からの一連の返信を受け取った。桂は、自らの誤解を認識し、伊藤のロシアとの交渉を了解すると言ってきた。伊藤が考える範囲でのロシアに対する譲歩なら、桂とて反対するものではない。日本政府の目的は、朝鮮からロシアを政治的・軍事的に排除することだからである。ただし、ロシアとの商議を開くに先立ち、イギリスとの現今の商議を速やかに終了させることを願っていると、電文を結んでいた<sup>103</sup>。

翌30日、伊藤は桂に返信を打った。「すでにラムズドルフには拒否の通知を出した<sup>104</sup>」と。

## ⑨ 伊藤＝ランズダウン会談と日英交渉の最終局面―

### 日英協約の締結における伊藤の役割は重要であった（1902年1月）

12月12日、林はランズダウンと会談し、新たな日本修正案を提出した。ランズダウン草案（11月6日）に対するこの新しい日本案では、範囲を明確に極東に限定していた。そしてランズダウン草案との最も重要な違いは、日本が①韓国におけるフリーハンドを要求し、②極東におけるイギリス海軍の協力を要求する、という別款二款が新たに付け加えられていたことであった<sup>105</sup>。

この日本政府修正案に対してランズダウンは4日後の16日に再び林と会談し、個人的意見と断ったうえで海軍協力に関する要求には応じられないと断った。イギリス海軍の活動は全世界的な要因によって変動するものであり、したがって条約の範囲を極東に限定するのであれ

ば、極東に配置した海軍力はつねに極東での活動に限定され全世界的な活動の再編に対応できなくなるからである<sup>106</sup>。

そしてランズダウンにとって今後の日本との交渉における最大の関門となるのが、韓国問題に関してであった。なぜなら、ロシアが日本の韓国における行動の自由を認めるとは、到底思えなかったからである。日本とロシア間の戦争が必至となろう。日本の敗戦は、もちろんイギリスの望むところではなかった<sup>107</sup>。19日に開かれた閣議でも、この点に関して多くの閣僚が不満を述べた。そもそもイギリス政府は1898年の日露協商を尊重し、そこで認められている日本の諸権利を承認し、今回の英日協約の前文に明記してもよいと考えていた。しかし日本はその日露協商そのものに満足していないという。政治・軍事問題に関して十分な一致が日露間で得られてないからである。閣僚の中には、協約の適応範囲をインドまで拡大し日本の朝鮮と相互取引とせねば到底釣り合わない、と提案する者まで出た<sup>108</sup>。

海軍協力に関しても閣議で正式に否定された。日本修正案に対して全く進展なく、この日の閣議は終わった<sup>109</sup>。閣議の後にランズダウンは林と会談し、日本修正案に対する彼の懸念を林に伝えた。韓国をめぐる日本とロシア間の対立から、イギリスが対ロシア・対フランス戦争に参戦せねばならない可能性を危惧したのである<sup>110</sup>。

イギリスでは翌20日から一週間、クリスマス休暇に入った。この間、日本では対イギリス交渉の早期完結が目指された。ランズダウンとの会談の後（同19日）、林は会談の内容を本国に報告したが<sup>111</sup>、しかし日本政府内でランズダウンの懸念について深く考慮された様子はない<sup>112</sup>。林が受け取った訓令もただ「イギリス政府との交渉を出来得る限り迅速に完結すべし」というものであった<sup>113</sup>。

ランズダウンは、休暇が明けて同31日に林と会談した。林から日本政府の見解について報告を受けたが、ランズダウンの懸念は全く無視されていた。彼は、この別款条項が日本案のまま議会で承認されるとは到底思えなかった<sup>114</sup>。そこでランズダウンはすぐに、ソールズベリ首相に意見を具申しした<sup>115</sup>。この間、24日に伊藤がロンドンに到着した。28日にはソールズベリ主催の晩餐会が伊藤を主賓として開催された。

ソールズベリからの返答は、翌1月7日に届いた。彼はその中で、日本との協約自体は大筋では賛成できるものの、しかしながら日本は韓国に関してはイギリスの反対があっても対ロシア戦争を行うであろうこと、そしてそれはイギリスを対ロシア・対フランス戦争へ導くかもしれないという懸念を付け加えた。こうした政策は議会で裁可されないし、また帝国の利益にも反するというのである。そしてイギリスは、現在の日本政府の親善・慎重さ・賢明さを信頼できないとその疑念を表明した<sup>116</sup>。

ソールズベリのこの返答を待つ間、ランスダウンは伊藤と同3日<sup>117</sup>と6日<sup>118</sup>の二度にわたり会談した。「日英同盟」協約の全交渉過程のなかでも、このランスダウンと伊藤の会談はきわめて重要である。それは、ランスダウンが日本の二股外交に対して抱いていた疑念を取り除き、日本のロシアとの交渉における平和目的を理解したからである<sup>119</sup>。

伊藤は、日本の韓国における目的は決して軍事的占領を意図したものではなく、ただ政治上の勢力拡大であり、そのために日本は現在のロシアとの韓国に関する協定（1898年の西＝ローゼン協定）を改変したいと考えているのだと、ランスダウンに率直に語った。つまり、この1898年の協定は日本とロシア両国が朝鮮において政治的助言と軍事的援助を対等にすべしと定めているため、朝鮮における経済的利益を護りたい日本にとってはこの協定の変更が不可避なのである。そこで日本とロシア両国が互いに交渉を重ねて、新たな協定を結べないものかと願っていると伝えた。この新たなロシアとの協定は極東の平和を目的としたものであり、この点でイギリスの平和目的と同一である。したがって決して日英協約とは矛盾するものではない。伊藤は、ロシアが戦争を望んでいないとみなし、それ故にロシアとの韓国問題の解決は可能だと考えたのであった<sup>120</sup>。

これはランスダウン自身（ソールズベリも同様）が常に日本との交渉に優先して行ってきた対ロシア交渉と、基本的には同じ考えに根ざしたものであった。つまりランスダウンにとっては、ロシアとの永続的和解を求めた対ロシア交渉と、東アジアにおける平和の維持（オープンドアと領土保全）を目的とした対日本交渉とは決して矛盾するものではなかった<sup>121</sup>。こうして彼は、唯一イギリスが対ロシア戦争に巻き込まれるかもしれないという危惧は依然として残るものの、日本修正案の韓国条項を理解することができた。同14日、ランスダウンは林と会談し、イギリスの修正案を提出した<sup>122</sup>。

このイギリスの修正協約草案は、日本案の別款三項の内、韓国条項を本文第一条とし、他二項を非公開の付属外交文書として残すことを提案していた。ランスダウンは林に、これが韓国に関する折衷案であり、もうこれ以上の変更はできないと告げた<sup>123</sup>。同18日にこれに対する日本の修正意見が提出されたが<sup>124</sup>、ランスダウンはその中の第一条（韓国条項）に対して再修正を要求した。この再修整案はソールズベリの意見によって世論対策のために特に考慮されたものであり、閣内での賛同を得るためには不可欠のものであることを理解して欲しいと、林に要請した<sup>125</sup>。最終的には、それに対する日本の再々修正意見が多少なりとも考慮され、1月14日のイギリス修正協約草案が若干の文言の変更を経て、同24日の閣議で承認された<sup>126</sup>。日本政府も同26日、これを受諾した<sup>127</sup>。そして今一度の微修正を経て<sup>128</sup>、1月30日に「日英協約および付属外交文書」が両国間で調印された<sup>129</sup>。協約の公表とドイツへは参加を打診しな

いことが両国で確認された<sup>130</sup>。これが極東のステータスクオと平和の維持の手段となるものと期待された<sup>131</sup>。

### 3. おわりに

筆者は6年前に拙著『「日英同盟」協約交渉とイギリス外交政策』<sup>132</sup>において、1901年4月～翌02年1月までの10か月にわたる同盟協約の交渉過程をイギリス側から明らかにした。その過程で、これまでの日本外交史研究では見過ごされたり、あるいはイギリス側の交渉過程に関する邦語研究が乏しかったことに起因する誤解が、いくつか明らかになった。拙著でもそれを指摘したが、そうしたものが本稿の9つのポイントのいくつかを構成している。

この9つのポイントを基に「日英同盟」協約交渉を日本側から考察すると、「第一回日英同盟」成立に関して次の4点を重要事項として指摘できよう。

まず、「はじめに」でも指摘したが、近年の「第一回日英同盟」に関する日本史の研究が明らかにするところは、日英同盟の締結が単純に「日英派と日露派の対立」そして「日英派の勝利」、あるいは「桂対伊藤」そして「若い政治家たちの勝利」といった二極対立の図式では語れない、ということである。この点は、小論が基本史料とした3編のひとつである石井菊次郎書記官稿「日英協約交渉始末」にも明確に述べられている。つまり、韓国に関して日露間に永続的調和を求める交渉の基礎を見いだそうと努力することに反対する者は誰もいないであろうし、そうした努力は東洋の平和を希望する者のすべてが等しくもつ希望なのである。そしてこの希望は日英同盟の締結と両立同存可能である。伊藤や井上、そして桂首相もこの考えであった。一方、林や小村はこれを誤解し、日露協商は日英同盟と全く両立し難いものと考えてしまった<sup>133</sup>。

最終的に「日英同盟」の締結においては、この2人の誤解組が押し切った。小村外相と林の締結に向けての執念が勝ったといってもよいかもしれない。そしてこのことは、もうひとつ別の意味で重要である。それは、単に日英か？ それとも日露か？ という「二極対立」と「両立共存の可能性」との論争をはるかに超えた問題を、日本外交に残してしまったように思える。この誤解組の勝利が、以後の日本の外交政策の方向性に大きな影響を持った——もちろん方向性というのは、戦争を前提とする傲慢な外交政策を好しとする考え方である——としたら、それは大きな負の遺産であろう。

2つ目の重要点は、イギリスの交渉のターゲットは第一にロシアであり、日本ではなかったということである。「日英同盟」協約交渉における日英両国の公式交渉の開始は、1901年10

月16日の日本案の提出である。林は日本政府から交渉の全権も得て、ランスダウン外相と会談した。しかし、この日本案に対してイギリスの対案が日本に提出されたのは、3週間後の11月6日であった。この3週間、イギリス内閣で日本案が盛んに議論されたかという点、そうではなかった。ロシアとの交渉が模索され、それが失敗したあとの選択が日本との交渉であった。

この3週間のイギリスの意図は、公式交渉以前のいわば非公式交渉の経過を考察することからも明らかである。4月の林による交渉の打診以来、つねにロシアとの交渉が日本の要求に先んじていた。7月になって対日本政策が大きく変わることになっても、それは変わらなかった。つまりイギリスにとって日本との同盟協約交渉は、ロシアとの和解・相互理解を求めたその外交政策の延長線上にあったのである。したがって言葉を変えて言えば、日本との同盟協約交渉はイギリスの一連の対ロシア政策の目的に合致した、あるいはそれを補完する目的のものであった<sup>134</sup>。

3つ目の重要点として、伊藤が井上の電文を誤解したまま、ロシアでウイッテやラムズドルフと会談したことがあげられる。2つの会談をとおして、伊藤はロシアとの交渉の糸口を得た。そこで、ロシアとの交渉の可能性が明らかとなるまでイギリスとの交渉の最終決定を待つように、桂に再三要請した。そして伊藤はそのたびに桂からの返電を待った。決して独断でロシアとの交渉を進めることはなかった。桂から12月21日付けで伊藤の要請を却下するという電文を受け取ると、伊藤はラムズドルフにロシアとの交渉を打ち切りたいと正式に伝えた。

重要点の第一でも述べたが、伊藤にとって問題は「日英」か？「日露」か？という二者択一の問題ではなかった。伊藤にとって問題は、日英が先か？日露が先か？という順序の問題であった。日英が先なら日露はない。日露が先なら、日英協約も同時に可能である。このことを東京で正確に理解しているのは、井上だけであった。だから伊藤は井上に対して、過去の経緯よりも将来の結果をよくよく考えよ、と書き送った<sup>135</sup>。伊藤の無念のほどを知ることができる。

最後に、「日英同盟」協約成立の最終段階として、伊藤＝ランスダウン会談が重要な意味をもつことを指摘したい。この点で「日英同盟」協約成立における伊藤の役割は重要である<sup>136</sup>。伊藤との会談をとおしてランスダウンは、朝鮮問題をめぐる伊藤のロシアとの会談が平和を目的としたものであったことを確信した。さらに伊藤が、朝鮮におけるロシアの侵略が明らかとなれば日本は断固たる態度を取ると言い、満州においてもそれは同じであると伝えると、ランスダウンはイギリスも同じ考えであると伊藤に満足の意を返した。ランスダウンも、清国の領土保全の原則をロシアが侵犯するような行動にはイギリスも断固たる対抗行動をとると明言していた<sup>137</sup>。ランスダウンは、率直な意見に感謝すると伊藤に告げた。こうしてランスダウン

は日本案の韓国条項に理解を示し、協約は調印へ向けての最終段階へ入ることとなった。

(完)

## 注

- 1 3つの邦語史料とは、①「日英同盟協約締結始末」(林より小村外相宛書簡, 明治35年5月6日)(外務省編纂『日本外交文書』第35巻, 32～61頁), ②「日英協約交渉始末」(石井菊次郎書記官稿)(同上, 62～92頁), ③「伊藤博文欧州漫遊中往復電信及英露樞曾当局大臣トノ談判ノ顛末上奏」(伊藤博文奏議, 明治35年5月16日)(同上, 92～144頁)の3編である。
- 2 小論前編(前号)で, 1898年を1989年と誤記。訂正させていただきたい。
- 3 林より小村宛 1901/11/7 外務省編纂『日本外交文書』第34巻, 39～40頁(以下、『外交』34-39～40と略す。)
- 4 林より小村宛 1901/11/7『外交』34-42.  
Lansdowne to MacDonald, 1901/11/6, *British Documents on the Origins of the War, 1889-1914*, ii of 11 vols. (ed. Gooch and Temperley, London, 1927-38), p.99. (以下, *BD* ii 99 と略す。)
- 5 林より小村宛 1901/11/7『外交』34-39～40。
- 6 「日英協約交渉始末」『外交』35-70。
- 7 『伊藤博文傳』(下巻)(春畝公追頌會, 昭和15年), 527頁。(以下、『伊藤』と略す。)
- 8 伊藤のロシア訪問に関しては, 9月11日の元老・首相會議でロシアとの交渉の必要性が確認され, 訪露が決定した(小村より杉村駐露臨時代理公使宛 1901/12/24『外交』34-54。)。ただし, 「個人の資格を以て」の意見交換というものであった。
- 9 伊藤より桂首相宛 1901/12/22『外交』35-133～4。
- 10 桂より伊藤宛 1901/11/12『外交』34-47。
- 11 「日英協約交渉始末」『外交』35-70。
- 12 小村より林宛 1901/11/13『外交』34-47。
- 13 「日英協約交渉始末」『外交』35-71。
- 14 「日英同盟協約締結始末」『外交』35-38。
- 15 林董回顧録(由井正臣校注)『後は昔の記他』(東洋文庫, 1970年), 346頁。
- 16 「日英協約交渉始末」『外交』35-71～2。
- 17 伊藤より桂宛 1901/11/15『外交』35-104。
- 18 『後は昔の記他』346～7頁 および「日英協約締結始末」『外交』35-40。
- 19 cf. 井上より伊藤宛 1901/11/28『外交』35-107。
- 20 「日英同盟協約締結始末」『外交』35-39。
- 21 伊藤より桂宛 1901/11/15『外交』35-104。
- 22 桂より伊藤宛 1901/11/20『外交』34-49～50。
- 23 林より小村宛 1901/11/21『外交』34-51。
- 24 「日英同盟協約締結始末」『外交』35-40。
- 25 林より小村宛 1901/11/21『外交』34-51。
- 26 林より小村宛 1901/11/23『外交』35-105。

「日英同盟」協約交渉（1901～02年）と日本政府（後）

- 27 桂ヨリ伊藤宛 1901/11/22 『外交』 35-105.
- 28 伊藤ヨリ林宛 1901/11/24 『外交』 35-105.
- 29 桂ヨリ伊藤宛 1901/11/27 『外交』 34-54～5.
- 30 伊藤ヨリ林宛 1901/11/26 『外交』 35-105～6.
- 31 桂ヨリ伊藤宛 1901/11/27 『外交』 34-54～5.
- 32 伊藤ヨリ井上宛 1901/11/28 『外交』 35-108.
- 33 「日英同盟協約締結始末」『外交』 35-39.
- 34 MacDonald to Lansdowne, 1901/11/25, *BD* ii 100.
- 35 MacDonald to Lansdowne, 1901/11/28, *BD* ii 101.
- 36 林ヨリ小村宛 1901/11/29 『外交』 34-57～9.
- 37 小村ヨリ林宛 1901/11/29 『外交』 34-61.
- 38 小村ヨリ林宛 1901/11/30 『外交』 35-116.
- 39 林ヨリ小村宛 1901/11/29 『外交』 34-57.
- 40 小村ヨリ林宛 1901/11/29 『外交』 34-61.
- 41 小村ヨリ林宛 1901/11/29 『外交』 34-61.
- 42 井上ヨリ伊藤宛 1901/11/28 『外交』 35-107～8.
- 43 井上ヨリ伊藤宛 1901/11/28 『外交』 34-55.
- 44 伊藤はのちにすぐ井上の電文を誤解したことを理解したが、今のところその日本発の原文については知ったか否か？ の史料的裏づけはない。
- 45 伊藤＝ニコライ二世会談 1901/11/28 『外交』 35-106.
- 46 伊藤ヨリ井上宛 1901/11/28 『外交』 35-108.
- 47 伊藤ヨリ桂宛 1901/12/6 『外交』 35-121～2.
- 48 伊藤＝ラムズドルフ会談記 1901/12/2 『外交』 35-109～10.
- 49 伊藤＝ラムズドルフ会談記 1901/12/2 『外交』 35-110.
- 50 伊藤＝ラムズドルフ会談記 1901/12/2 『外交』 35-110.
- 51 伊藤＝ラムズドルフ会談記 1901/12/2 『外交』 35-110.
- 52 伊藤＝ラムズドルフ会談記 1901/12/2 『外交』 35-111.
- 53 伊藤＝ウイッテ会談記 1901/12/3 『外交』 35-113.
- 54 伊藤＝ウイッテ会談記 1901/12/3 『外交』 35-113.
- 55 伊藤＝ウイッテ会談記 1901/12/3 『外交』 35-113～5.
- 56 原奎一郎編『原敬日記』第2巻（福村出版，1965年），6頁。
- 57 「日英同盟協約締結始末」『外交』 35-43.
- 58 「日英同盟協約締結始末」『外交』 35-40～1.
- 59 桂ヨリ伊藤宛 1901/12/3（受取り）『外交』 35-115.
- 60 桂ヨリ伊藤宛 1901/12/3（受取り）『外交』 35-115-6.
- 61 小村ヨリ林宛 1901/11/30 『外交』 34-116.
- 62 『原敬日記』第2巻，6頁。
- 63 「日英同盟協約締結始末」『外交』 35-41.
- 64 伊藤がその誤解を認識した時期については諸説ある。本稿では、松井との会談後、伊藤がペテルブルク出発前に再度ラムズドルフと会見すべく深夜ロシア外務省に連絡を入れたことを重視し、松井との会談で誤解に気づいたと考えた。ただし正式に誤解を確認したのは、12月5日のベルリンで井

上からの電文を受け取った時であろう。

- 65 「日英同盟協約締結始末」『外交』 35-41.
- 66 伊藤 = ラムズドルフ会談記 1901/12/4 『外交』 35-121.
- 67 伊藤 = ラムズドルフ会談記 1901/12/4 『外交』 35-120.
- 68 伊藤 = ラムズドルフ会談記 1901/12/4 『外交』 35-120.
- 69 伊藤 = ラムズドルフ会談記 1901/12/4 『外交』 35-120.
- 70 伊藤 = ラムズドルフ会談記 1901/12/4 『外交』 35-120 ~ 21.
- 71 伊藤 = ラムズドルフ会談記 1901/12/4 『外交』 35-121.
- 72 伊藤 = ラムズドルフ会談記 1901/12/4 『外交』 35-121.
- 73 井上ヨリ伊藤宛 1901/12/4 『外交』 34-62 ~ 3.
- 74 伊藤ヨリ桂宛 1901/12/6 『外交』 35-121 ~ 2.
- 75 伊藤ヨリ桂宛 1901/12/6 『外交』 35-122 ~ 3.
- 76 小村ヨリ林宛 1901/12/8 『外交』 34-70.  
MacDonald to Lansdowne, 1900/12/23, *BD* ii 106.
- 77 「日英協約交渉始末」『外交』 35-75 ~ 6.
- 78 「日英協約交渉始末」『外交』 35-76.
- 79 井上ヨリ伊藤宛 1901/12/7 『外交』 34-69.
- 80 日英協約に関する意見書 1901/12/7 『外交』 34-66 ~ 9.
- 81 井上ヨリ伊藤宛 1901/12/7 『外交』 34-69.
- 82 林ヨリ伊藤宛 1901/12/8 『外交』 35-123.
- 83 伊藤ヨリ林宛 1901/12/9 『外交』 35-123.
- 84 伊藤ヨリ山縣・井上宛 1901/12/10 『外交』 35-123.
- 85 「日英協約交渉始末」『外交』 35-78.
- 86 「日英協約交渉始末」『外交』 35-78.
- 87 小村ヨリ林宛 1901/12/11 『外交』 34-70 ~ 2.
- 88 小村ヨリ林宛 1901/12/11 『外交』 34-75.
- 89 伊藤ヨリ林宛 1901/12/9 『外交』 35-123.
- 90 「日英同盟協約締結始末」『外交』 35-43.
- 91 林ヨリ小村宛 1901/12/12 『外交』 34-75 ~ 6.
- 92 小村ヨリ林宛 1901/12/11 『外交』 34-76.
- 93 林ヨリ小村宛 1901/12/12 『外交』 34-76.
- 94 桂ヨリ伊藤宛 1901/12/12 (13 接電) 『外交』 35-124 ~ 5.
- 95 桂ヨリ伊藤宛 1901/12/13 『外交』 35-125.
- 96 杉村ヨリ伊藤宛 1901/12/13 『外交』 35-126.
- 97 伊藤ヨリ桂宛 1901/12/14 『外交』 34-79 ~ 80.
- 98 ラムズドルフヨリ伊藤宛 1901/12/17 (手渡し) 『外交』 35-128 ~ 9.
- 99 桂ヨリ伊藤宛 1901/12/21 (接電) 『外交』 35-132 ~ 3.
- 100 伊藤ヨリ桂宛 1901/12/22 『外交』 35-133 ~ 4.
- 101 伊藤ヨリ桂宛 1901/12/22 『外交』 35-134.
- 102 伊藤ヨリラムズドルフ宛 1901/12/23 『外交』 35-134 ~ 5.
- 103 桂ヨリ伊藤宛 1901/12/28 『外交』 35-135 ~ 6. および 桂ヨリ伊藤宛 1901/12/29 『外交』 35-136



～7.

- 104 伊藤ヨリ桂宛 1901/12/30 『外交』 35-137.
- 105 小村ヨリ林宛 1901/12/11 『外交』 34-70～2.
- 106 Lansdowne to MacDonald, 1901/12/12, *BD* ii 102～3.
- 107 Lansdowne to MacDonald, 1901/12/16, *BD* ii 103～4.  
小村ヨリ林宛 1901/12/17 『外交』 34-81.
- 108 Lansdowne to MacDonald, 1901/12/19, *BD* ii 104～5.
- 109 Salisbury to the King, 1901/12/19, I. Nish, *The Anglo-Japanese Alliance: the Diplomacy of Two Island Empires, 1894-1907* (London, 1966), p.208; G. Monger, *The End of Isolation: British Foreign Policy 1900-1907* (London, 1963), p.58.
- 110 Lansdowne to MacDonald, 1901/12/19, *BD* ii 104.
- 111 林ヨリ小村宛 1901/12/19 『外交』 34-86.
- 112 小村ヨリ林宛 1901/12/28 『外交』 34-88.
- 113 小村ヨリ林宛 1901/12/28 『外交』 34-89.
- 114 Lansdowne to MacDonald, 1901/12/31, *BD* ii 107-8. 事実, セルバン海軍大臣が翌1月2・7日の2回 (Selborne to Lansdowne, 1902/1/2&7, Monger, pp.59-60.), さらにビーチ財務相も1月2日にそれぞれ韓国条項に対する不満をランスダウンに述べている (Beach to Lansdowne, 1902/1/2, L.K. Young, *British Policy in China, 1895-1902* (Oxford, 1970), p.315.)。
- 115 Lansdowne to Salisbury, 1901/12/31, Young, p.314.
- 116 Salisbury to Lansdowne, 1902/1/7, C.J. Lowe, *Reluctant Imperialists: British Foreign Policy, 1878-1902*, 2vols., (London, 1967), pp.133-4.
- 117 Lansdowne to MacDonald, 1902/1/7, *BD* ii 108-10.  
伊藤＝ランスダウン会見記 1902/1/2 『外交』 35-137～42.
- 118 Lansdowne to MacDonald, 1902/1/7, *BD* ii 108-10.  
伊藤＝ランスダウン会見記 1902/1/6 『外交』 35-140～2.
- 119 Lansdowne to MacDonald, 1902/1/7, *BD* ii 108-11.
- 120 伊藤＝ランスダウン会見記 1902/1/2 『外交』 35-139.
- 121 伊藤＝ランスダウン会見記 1902/1/2 『外交』 35-139.
- 122 Lansdowne to MacDonald, 1902/1/4, *BD* ii 111.  
林ヨリ小村宛 1902/1/15 『外交』 35-1～3.
- 123 林ヨリ小村宛 1902/1/15 『外交』 35-3.
- 124 Lansdowne to MacDonald, 1902/1/18, *BD* ii 112.  
小村ヨリ林宛 1902/1/17 『外交』 35-3～4.
- 125 林ヨリ小村宛 1902/1/18 『外交』 35-6.
- 126 Lansdowne to MacDonald, 1902/1/24, *BD* ii 112.  
林ヨリ小村宛 1902/1/24 『外交』 35-10.
- 127 小村ヨリ林宛 1902/1/26 『外交』 35-12.
- 128 林ヨリ小村宛 1902/1/28 『外交』 35-13～4.
- 129 Lansdowne to MacDonald, 1902/1/30, *BD* ii 118.  
林ヨリ小村宛 1902/1/30 『外交』 35-16～7.
- 130 Lansdowne to MacDonald, 1902/1/31, *BD* ii 120-1.

- 131 MacDonald to Lansdowne, 1902/1/31, *BD* ii 121.
- 132 拙著『「日英同盟」協約交渉とイギリス外交政策』（春風社，2006年）
- 133 「日英協約交渉始末」『外交』35-72.
- 134 拙著，158頁。
- 135 伊藤ヨリ山縣・井上宛 1901/12/10『外交』35-123.
- 136 もちろん旧來の解釈のように，伊藤のロシア訪問がイギリス政府を刺激して同盟協約の締結を急がせたということが重要なのではない。それが史料的にはほとんど論証できないとニッシュの研究（Nish, p.191.）でも述べられているが，この指摘は正しい。なぜなら，伊藤がロシアを訪問する前の11月6日にすでに日英協約のイギリス草案が日本政府に提出されていたからである。（拙著，161頁。）
- 137 伊藤＝ランスタウン会見記 1902/1/2『外交』35-138.